

行政制度審議會「州廳設置に關する件」(昭和2年)

- 一、府縣公共團體の區域と國の行政區域との合一を止め數府縣を包含する行政區劃として州を設くる事
- 二、各府縣の區域（北海道は別とす）全部を六州とし各州に州廳を設け州長官を置く事
- 三、府縣は純粹の地方自治體とし其の固有事務に付ては完全なる自治を認め其の執行機關の長は公選
とし其の議決機關の權限は一般的とする事
- 四、府縣又は其の長に國の行政事務に屬する教育、產業衛生土木等州廳行政に關するものを成るべく
廣く委任すること
- 五、府縣又は其の長に委任することを得ざる國の地方行政事務は州長官に於て管掌すること、其の事
務を分掌する爲必要に依り支廳を置くこと
　　警察事務は警察署をして之を掌らしむること、警察署長は州長官に隸屬すること
- 六、州長官の地位を親任官又は親補せらるゝ勅任官とすること

参考案

- 一、六州の區劃は地勢交通其の他の事情を參照して定むること州廳所在地は各州中最も樞要の地を選
ぶものとし從って仙臺、東京、名古屋、大阪、廣島、福岡の六市とすること
　　六州の所管區域左の如し
　　東京州。東京、神奈川、山梨、千葉、埼玉、新潟、茨城、栃木、群馬、長野の一府九縣
　　仙臺州。青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の六縣
　　名古屋州。愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山、靜岡の七縣
　　大阪州。大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、香川、徳島、高知の二府七縣
　　廣島州。岡山、山口、廣島、島根、鳥取、愛媛の六縣
　　福岡州。福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩の八縣
- 二、府縣自治の制度は大體市町村の例によること
- 三、府縣の委任事務は精神病院、癱瘓養所の如き衛生施設、感化院の如き社會施設、中學校、師範學
校、實業學校、専門學校、圖書館の如き教育施設、地方測候所、地方農事試驗所、蠶業試驗場、工
業試驗所、水產試驗場、種畜場の如き産業施設等現に府縣に委任せらるゝものは皆之に屬すべく、
其他從來府縣に於て經費を負擔する事項は概ね委任すること、例へば河川其の他の土木事業、家畜
傳染病豫防事務及國府縣道に關する事務の如し、但し便宜上府縣の理事機關に關することを妨げざ
ること
- 四、府縣は其の權限の範圍内に於て管内人民を拘束すべき自治法規を制定することを得ること
- 五、警察費は國費とすること、但し當分の中過渡的規定を設くることを得ること
- 六、州長官の權限は他官廳又は自治體に專屬せざる地方行政の一切に及ぶこと、尚健康保險官署及職
業紹介所に關する官署も州廳に合すること
- 七、州長官は罰則付命令を發するの權及出兵請求權を有すること
- 八、衆議院議員及貴族院多額納稅者議員の選舉に關する事務は府縣理事機關の管掌とし州長官は之を
監督すること
- 九、州長官は管内の府縣市町村其の他の公共團體を監督すること、市町村の監督に關しては一部分を
府縣の機關に屬せしむることあるべきこと
- 十、州廳の經費は全部國費とす
- 十一、州廳所在地の府縣には必要に依り州廳の支廳を設くること

(出典；東京市政調査会「都市問題」第22卷 (昭和11年1月号—6月号)